

。金融機関再整備法（昭和二十一年法律第三十九号）（附則第六十条関係）

改正案	現行
第五十九条（略） （略） 前六項に定めるものを除くの外、第一項の場合において、当該金融機関の発行に係る債券その他命令で定める証券の引換その他の処理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。	第五十九条（略） （略） 前六項に定めるものを除くの外、第一項の場合において、当該金融機関の発行に係る債券その他命令で定める証券の引換、<u>社債等登録法による登録の抹消又は変更</u>その他の処理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。